



議案第四十四号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
 条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満	三十年以上
団長	九〇〇〇〇円	一八〇〇〇〇円	二五五〇〇〇円	三五〇〇〇〇円	四七五〇〇〇円	六〇〇〇〇〇円
副団長	七五〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	四二〇〇〇〇〇	五五〇〇〇〇〇
分団長及び副分団長	六五〇〇〇〇	一四五〇〇〇〇	一九五〇〇〇〇	二六五〇〇〇〇	三六五〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇
部長及び班長	六〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇
団員	五〇〇〇〇〇	一二〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	四二〇〇〇〇〇

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和五十七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。